

大規模災害発生時における福祉避難所への人材派遣に関する協定書

いわき市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、福祉避難所への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者等の福祉避難所での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに関し必要な事項を定めるものとする。

（要援護者等）

第2条 この協定において、対象者は、避難を余儀なくされた者のうち、次に掲げるもの（以下「要援護者等」という。）とする。

- (1) 社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所での生活において特別の配慮を要する者。
- (2) その他、市長が必要と認める者。

（福祉避難所）

第3条 福祉避難所とは、災害発生時において、要援護者等のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設備及び維持管理並びに受け容れた要援護者等に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所を開設し、要援護者等への介護職員等の必要が生じた場合は、乙に対し介護職員や看護師、ボランティア等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な限り応じるよう努めるものとする。

（指定施設）

第5条 福祉避難所として指定する施設は、いわき市地域防災計画に位置づけたものとする。

（手続等）

第6条 第4条に定める甲の要請は、災害対策本部又は災害対策地区本部（以下「本部等」という。）からの要請に基づき行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、すみやかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で、要請のあった本部等に連絡する。

（業務内容）

第7条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所の施設管理者の指示のもと従事するものとする。

（費用の負担等）

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所における要援護者等への介護等のため人材の派遣に要した経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところに基づき、所要の実費を負担

するものとする。

(情報保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の運営にあたり業務上知りえた要援護者等又はその家族等の固有の情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱」を遵守しなければならない。

(書類保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は、その権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 年 3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間満了日までに甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、この協定は更に1年間延長されたものとみなすものとする。

(補則)

第13条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に関する質疑については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 福島県いわき市平字梅本 21 番地

氏 名 いわき市

いわき市長

乙 住 所 福島県いわき市字菱川町 1 番地の 3

氏 名 社会福祉法人

いわき市社会福祉協議会会長

(第9条関係) 個人情報取扱 (略)